

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 1 月 4 日 (火曜日) 定期第 271 号

目次	ページ		
○告示		都市計画の図書の写しの縦覧(2件)(県土整備・都市計画課)	2
保安林の指定(湘南地域県政総合センター)	1	コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止(内水面漁場管理委員会)	3
○監査委員公表		○入札公告	
監査の結果により講じた措置について	1	落札者等の公告(くらし安全防災・総務室)	3
○公告			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第 1 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 4 年 1 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 保安林の所在場所
秦野市菩提字花川戸2, 101の3
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字花川戸2, 101の3(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第 1 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 1 月 4 日

- | | |
|----------|-----------|
| 神奈川県監査委員 | 村 上 英 嗣 |
| 同 | 太 田 眞 晴 |
| 同 | 吉 川 知 恵 子 |
| 同 | 嶋 村 た だ し |
| 同 | てらさき 雄 介 |

- 措置の対象となった監査の結果
令和 3 年 9 月 24 日(神奈川県公報号外第57号)神奈川県監査委員公表第16号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分5か所に係る7事項
- 監査の結果及び講じた措置の内容
出先機関で認められた不適切事項

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三、七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書館	令和 3 年 3 月 11 日 (令和 3 年 1 月 28 日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、令和 2 年 3 月分後納郵便料金 91,796 円の支払に当たり、支出手続を失念していた令和 2 年 4 月分のガス代 75,318 円が先に口座振替されたことにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息 1 件、255 円を支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たにグループウェアの機能を活用して進行管理を行い、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜明朋高等学校	令和 3 年 2 月 24 日 (令和 2 年 12 月 24 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 県立横浜明朋高等学校コンピュータ教室用機器賃貸借契約ほか 1 件(契約額計 194,876 円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率について、神奈川県財務規則第 33 条第 1 項で定められた率である年 2.6%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。 2 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約(単価契約、概算総価額 42,955 円)及び一般産業廃棄物収集運搬委託契約(単価契約、概算総価額 115,500 円)の締結に当たり、契約の効力を遡及するために規定した条文において、契約期間の開始日を規定している契約書の条項を誤って記載していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 履行遅滞に係る違約金の率を契約書に記載していなかったことについては、契約書作成過程において確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約書の条項の記載誤りについては、契約書作成過程において確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立釜利谷高等学校	令和 3 年 3 月 1 日 (令和 2 年 12 月 3 日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約(契約総額 495,000 円)に係る貸付料 1 件、135,000 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚江南高等学校	令和 3 年 4 月 26 日 (令和 2 年 12 月 4 日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の処理を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和 2 年度の共架柱に係る使用料 1 件、518 円が徴収不足であつた。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和 3 年 2 月 1 日に使用許可を行い、徴収不足分については、同月 15 日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜養護学校	令和 3 年 4 月 9 日 (令和 3 年 2 月 10 日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、取付式内窓設置工事(契約額 252,890 円)の執行に当たり、全額を「(節)需用費」とすべきところ、サッシ代金 99,000 円を「(節)備品購入費」で執行していた。 2 契約事務において、感染症抗体検査及び予防接種業務契約(単価契約、概算総価額 453,400 円)の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第 33 条第 1 項に基づき定められた率である年 2.7%とすべきところ、年 2.6%としていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算執行事務については、執行科目に対する認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、年度当初の契約準備行為における関係諸法規の理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

公 告

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により横須賀市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 4 日

- 1 都市計画の種類及び名称
横須賀都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和4年1月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
茅ヶ崎都市計花生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

約の場合はその理由

- (1)神奈川県防災行政通信網再整備事業 (2)神奈川県くらし安全防災局総務室 横浜市中区日本大通1 (3)令和3年10月28日 (4)日本電気株式会社神奈川支社 横浜市西区みなとみらい2-3の5 (5)6,323,900,000円 (6)一般競争入札 (7)令和3年9月10日

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年1月4日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

- (1) コクチバスを県内の内水面（河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等をいう。以下同じ。）において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 公的機関が試験研究の用に供する場合

イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

- (2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合

イ 公的機関が試験研究の用に供する場合

ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

令和4年2月1日から令和5年1月31日まで

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和4年1月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

- (1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日） (4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額） (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契